

医政発 0225 第 1 号
令和 8 年 2 月 25 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分） 施設整備促進支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「施設整備促進支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

施設整備促進支援事業実施要綱

1. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うことで、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保等を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者（以下「国庫補助事業対象の対象者」という。）に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

国庫補助事業対象の対象者に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価

高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

給付金の支給を受けた医療機関等は、都道府県に対して事業の実績を報告することとし、都道府県は、実績報告の内容を確認し、給付金の支給を受けた医療機関等が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 令和8年度までに施設整備に着工しなかった場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

2. 施設整備促進支援執行事業

(1) 事業の目的

本事業は、施設整備促進支援事業について、都道府県が執行事務を行う際に生じる経費を支援し、給付金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和7年12月16日（令和7年度補正予算成立日）から令和9年3月31日までに生じる、施設整備促進支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

施設整備促進支援事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費（都道府県職員の人件費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

(別表1)

【地域医療介護総合確保基金】

1 事業区分	2標準事業例	3 物価高騰を反映した単価	4 標準単価 (1㎡当たり)	5 基準面積	6 補助率
I 病床の機能・分化・連携のために必要な事業 (1) 医療提供体制の改革に向けた施設の整備等	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	558,000円	484,000円	1床当たり25㎡ ×整備病床数	2/3

- (注) 1 第3欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第4欄に定める標準単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第3欄に定める単価を下回り、かつ第4欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める標準単価との差額により支給額を算出するものとする。
4 第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を上回るときは、都道府県事業で補助された面積を限度とし、また、第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を下回るときは、当該基準面積を限度とする。

(別表2)

【医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
1 休日夜間急患センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 人口10万人以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要な場合は200㎡を限度とする。)	0.33
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	150㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。 また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算し、 脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算する。)	0.33
					15㎡×心臓病専用病室 (ただし、2床を限度とする。) 15㎡×脳卒中専用病床室 (ただし、2床を限度とする。)	
5 救命救急センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	2,300㎡ (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、 脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15㎡を加算し、 心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算する。)	0.33
					15㎡×脳卒中専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15㎡×小児救急専門病床室 (ただし、6床を限度とする。) 15㎡×心臓病専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15㎡×重症外傷専用病床室 (ただし、4床を限度とする。)	
6 小児救急医療拠点病院施設整備	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	150㎡	0.33
7 小児初期救急センター施設整備	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	300㎡	0.33
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
8 小児集中治療室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 医療機関当たり20㎡×小児集中治療室病床数	0.33
9 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合1,300㎡ 2 都道府県人口規模400万人未満の場合 800㎡ 3 小児総合病院4,000㎡	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
10 周産期医療施設施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合 500㎡ 2 都道府県人口規模400万人未満の場合 300㎡	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	産科区域	病棟等の感染対策に係る整備対象面積1㎡当たり	309,900円	239,300円	—	
11 地域療育支援施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1床当たり130㎡(ただし、10床を限度とする。)	0.50
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
12共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 特殊診療棟300㎡ 2 開放型病棟 一般病床×1床当たり基準面積 (1床当たりの基準面積) ・耐火構造 13.88㎡ ・ブロック・木造 12.56㎡ (ただし、50床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
13医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 精神病棟 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 ㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18 ㎡以上確保する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 ㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16 ㎡以上確保する場合 22 ㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を 20%未満削減する場合 15 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 ㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18 ㎡以上確保する場合 25 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 ㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16 ㎡以上確保する場合 22 ㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15 ㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 (ア) 無床の場合 160 ㎡ (イ) 有床の場合 ①5床以下の場合 240 ㎡ ②6床以上の場合 760 ㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 4,616 千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり40 ㎡ イ 患者食堂 療養病床1床当たり1 ㎡ ウ 浴室 浴室1か所当たり13,493 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、26,989 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 基準面積 160 ㎡	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療所(一般地区)	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	診療所	(3)診療所 イ 改修等により療養病床を整備する診療所	1床当たり 10,695千円	1床当たり 8,257千円		
		(4)療養病床療養環境改善事業 ウ 浴室	浴室1か所当たり 31,267千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 62,543千円	浴室1か所当たり 24,138千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 48,283千円		
		(5)介護老人保健施設 新築 改築 改修	1床当たり単価 11,046千円 13,255千円 5,523千円	1床当たり単価 8,528千円 10,233千円 4,264千円		
	14基幹災害拠点病院施設整備事業	(1)補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円		
(2)(1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2)(1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡		
(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 ㎡		
(4)(3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4)(3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡		

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
15地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		108,900円	84,100円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) (1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
	(4) (3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
16災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		108,900円	84,100円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) (1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
	(4) (3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
20治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m ²	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
21特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² ×84,100 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×84,100 円	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
	—	(2)補強の場合	108,900円	84,100円		
22医療施設土砂災害防止施設整備事業	—	1か所当たり	86,011千円	66,400千円	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの	0.33

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
23医療施設等耐震整備事業	病院	(1) 補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
		(3) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）	517,800円	399,800円	(3) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m ²	
		(4) (3)を免震化工法により実施する場合	569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	看護師等養成所	(1)補強が必要と認められるもの	83,100円	64,200円	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	91,470円	70,620円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
		(3)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの	395,700円	305,500円	(3)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m ²	
	医療施設	(1)補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積2,300 m ²	
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	119,830円	92,510円	(1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	26医療機器管理室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	
28看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 80 m ²	0.50
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
29地域拠点歯科診療所施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 150 m ²	0.50
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(別表3)

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア) 5床以下 240㎡ イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
2過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
3へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	3分の1 (ただし沖縄県にあっては2分の1)
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
4研修医のための研修施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
5臨床研修病院施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積500㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
6へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
7医師臨床研修病院研修医環境整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	研修医数×20㎡	3分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
8離島等患者宿泊施設施設整備事業	-	-	843千円	651千円	室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	3分の1
9産科医療機関施設整備事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
10分娩取扱施設施設整備事業	分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
11解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	-	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合	90,653千円	69,984千円	-	2分の1
	-	1施設当たり (2) 解剖室整備の場合	224,993千円	173,694千円	-	
14院内感染対策施設整備事業	-	1室当たり	38,109千円	29,420千円	-	3分の1

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
16新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	—	病室の感染対策に係る整備 1室当たり	38,109千円	29,420千円	—	3分の1
	—	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり	558,000円	484,000円	—	2分の1
	—	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡当たり	558,000円	484,000円	—	
17重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア 5床以下 240㎡ イ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	3分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。